

事 務 連 絡

平成 30 年 3 月 29 日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車局旅客課長

申請書等の受付窓口の徹底について

平成 29 年の地方分権改革に関する「提案募集方式」に係る自治体提案に関連し、一般乗合旅客自動車運送事業の許可等に係る申請書又は届出書について地方運輸局の管轄地域が 2 つに跨がる場合の申請書等の提出先が、運輸局によって扱いが異なる実態があるとの意見があったところである。

については、当該申請書又は届出書について 2 以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、道路運送法施行規則第 2 条第 2 項に基づき、その事件の主として関する土地を管轄する地方運輸局長が申請又は届出を受け付けるよう周知徹底を図られたい。